

令和 6 年 2 月 20 日

会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会
専務理事 三 宅 勝 敏

民間（七会）連合協定工事請負契約書用紙の一部訂正について

標記につきまして、このたび民間（七会）連合協定工事請負契約約款委員会から、別添のとおり令和 5 年 6 月に建設発生土に係る関係法令（省令）が改正されたことに伴い、標記契約書用紙に引用する省令条数が繰り下がることになりました。

つきましては、既に購入され、現在在庫をお持ちの方々には下記のいずれかの対応を取られますよう周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

なお、当該委員会において、現在、修正・刷り直しを行っており、訂正版の発行は令和 6 年 3 月下旬以降になる見込みであるとのことです。

記

【対応方法】

1. ・新規に契約する場合、請負契約を締結するにあたって、訂正表(別添)を契約書と一体として綴じ込んで契約する。
2. ・既契約の場合、訂正は引用している省令の条数の繰り下がりのみであり、契約解釈上問題ないことから現行版をそのまま使用して契約する。

また、別添「訂正表」及び対応方法については、当該委員会ホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。

【民間（七会）連合協定工事請負契約約款委員会 HP】

<http://www.gcccc.jp/>

以 上

2024 年 2 月

約款購入者（利用者）の皆様へ

民間（七会）連合協定工事請負契約約款委員会

民間（七会）連合協定工事請負契約書用紙の一部訂正について（通知）

民間（七会）連合協定工事請負契約書・契約約款につきましては、令和 5 年 1 月に一部改正を行いました。昨年（令和 5 年）6 月、建設発生土に係る関係法令（省令）の改正がなされたため、契約書用紙に引用している省令条数が繰り下がることとなりました（別添の「訂正表」ご参照）。

当委員会では、現在、修正・刷り直しを行っているところですが、訂正版の発行は 2024 年（令和 6 年）3 月下旬以降の見込みです。

つきましては、訂正版販売開始までの間は、在庫分を含めて、以下のいずれかの対応をお取りいただくよう宜しくお願い申し上げます。

約款購入者（利用者）の皆様には、大変ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

【対応方法】

方法① 請負契約を締結するに当たって、訂正表（別添）を契約書と一体として綴じ込んで契約する。

方法② 訂正は、引用している省令の条数の繰り下がりのみであり、契約解釈上問題ないことから現行版をそのまま使用して契約する。

なお、当委員会 HP <http://www.gcccc.jp/> においても、上記「訂正表」及び対応方法を掲載いたしております。

以 上

訂正表

訂正は下線部分

該当箇所	訂正前	訂正後
7. 建設発生土の搬出先等について (4)	7. 建設発生土の搬出先等について (1) 乃至 (3) (省略) (4) 上記 (2) (3) の定めにかかわらず、この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号) の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事※である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。(建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第 7 条第 1 項及び第 5 項) ※建設発生土については、体積 500 m ³ 以上を搬出する場合に該当	7. 建設発生土の搬出先等について (1) 乃至 (3) (省略) (4) 上記 (2) (3) の定めにかかわらず、この工事が「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号) の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事※である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。(建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第 8 条第 1 項第 1 号、第 5 項及び第 9 項) ※建設発生土については、体積 500 m ³ 以上を搬出する場合に該当 (末尾挿入) <u>令和 6 年 1 月</u>
工事請負契約書用紙改正		